

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 6 号

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第8条第6項第4号中「職業に就いたもの」を「安定した職業に就いた者」に改め、同条第9項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第14条第1項第1号及び第5項第2号、第15条の見出し、同条第1項第1号、第16条第1項第1号並びに第18条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第11項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第14条第1項第1号及び第5項第2号、第15条の見出し、同条第1項第1号、第16条第

1 項第 1 号並びに第 18 条第 4 項の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例第 8 条第 6 項（第 4 号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員（退職した川崎市職員退職手当支給条例第 2 条に規定する職員（同条例第 1 条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の条例第 14 条第 1 項及び第 5 項、第 15 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）並びに第 18 条第 4 項並びに川崎市職員退職手当支給条例第 18 条第 3 項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。